

市職員を募集(技術職・学芸員・事務C)

問 人事課(0798・35・3549)

来年4月採用予定

市は、来年4月採用予定の職員を募集します=右表参照。

募集要項・申込書は、11月11日から人事課(市役所本庁舎5階)で配布するほか、11月10日から市のホームページでダウンロードできます。

申込は11月11日~22日(②は25日、③は29日まで)の執務時間中に必要書類を同課へ持参か郵送(消印有効)を。

一次試験は12月7日(②は7・8日、③は14・15日)。

職種・定員	対象者	基本給月額	HP番号
①技術職 土木:5人、建築:3人、 電気:2人	昭和62年(1987年)4月2日以降に出生し、大学や高等専門学校などでおおのこの職に関する専門課程・科目等を履修してきた人 ※以下の資格保有者は1次試験を免除▷建築…一級建築士▷電気…電気主任技術者(第一種、第二種、第三種のいずれか)	21万4015円(22歳大学卒)	18699434
②学芸員 1人	次のすべての要件を満たす人 ▷昭和35年(1960年)4月2日以降に出生した人 ▷学校教育法による4年制大学または大学院において、考古学・考古学に類する分野に関する専門課程を卒業(修了)した人(来年3月31日までに卒業・修了見込みも可) ▷学芸員資格を有する人(来年3月31日までに取得見込みも可) ▷考古学野外調査(発掘調査・測量調査・分布調査等)の経験を有する人	21万4015円~28万6695円	97837678
③事務C (障害者) 若干名	昭和62年(1987年)4月2日~平成14年(2002年)4月1日に出生した人で、次のいずれかの要件を満たす人 ▷身体障害者手帳の交付を受けている人 ▷精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ▷療育手帳の交付を受けている人	21万4015円(22歳大学卒) 19万7800円(20歳短大卒) 18万3770円(18歳高校卒)	85498623

※基本給月額は、平成31年(2019年)4月1日現在の額。経歴、給与改定等により異なる場合あり。別途諸手当あり

国民健康保険のお知らせ

12月1日は被保険者証の更新日

国民健康保険(以下、国保)は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。

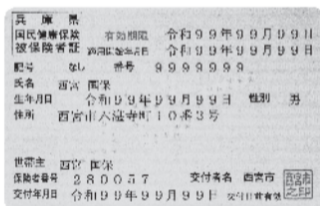
ここでは、12月に新しくなる国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)や、加入・脱退の手続きについてお知らせします。

- ▷ 被保険者証、加入・脱退について
…国民健康保険課(0798・35・3117)
- ▷ 納付相談について…国保収納課(0798・35・3091)

新しい被保険者証を送付

新しい被保険者証=右写真参照=は、今までと同じ紙カード様式で、1人1枚です。色が現在の「藤色」から「もえぎ色」に変わります。

新しい被保険者証は11月中旬までに簡易書留郵便で世帯主宛てにまとめて郵送します。※保険料滞納世帯を除く



現在の被保険者証 有効期限は11月30日

被保険者証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月1日から使用できます。

なお、現在の被保険者証の有効期限は11月30日です。

加入・脱退の手続きについて

日本では、全ての人が安心して生活できるように、国民皆保険制度(国民全員が何らかの健康保険に加入する制度)がとられています。職場の健康保険などに加入している人以外は、原則として住所地の国保に加入しなければなりません。

下表の事実が発生した場合は、14日以内に国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、または各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く)に届け出てください。

なお、事前に手続きをすることはできません。また、国保の加入・脱退手続きは、職場などでは行われません。

※職場の健康保険などに加入したときは、忘れずに国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きがない限り、国保の加入者として保険料の請求が続きます。また、誤って国保の被保険者証を使用した場合、給付費を返還してもらう場合があります

加入の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
ほかの市区町村から転入した	印鑑、手続きする人の本人確認書類
職場の健康保険を脱退した、または被扶養者から外れた	印鑑、健康保険資格喪失証明書、手続きする人の本人確認書類、世帯主および加入する人のマイナンバーの分かるもの
子供が生まれた	印鑑、手続きする人の本人確認書類

※被保険者証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

脱退の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
ほかの市区町村へ転出した	国保の被保険者証、手続きする人の本人確認書類
職場の健康保険に加入した、または被扶養者になった	国保の被保険者証、職場の保険証または職場の保険に加入したことを証明するもの(脱退する人全員分)、手続きする人の本人確認書類、世帯主および脱退する人のマイナンバーの分かるもの
国保の加入者が死亡した	印鑑、国保の被保険者証、会葬御礼ハガキまたは葬儀の領収書、葬祭費の振込口座の分かるもの、手続きする人の本人確認書類、死亡した人のマイナンバーの分かるものなど
世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の国保の被保険者証、手続きする人の本人確認書類

職場の健康保険などに加入したら 早めに国保の脱退手続きを!

手続きが遅れると 保険料を二重に支払わなければならないこともあります

その年度の最初の納期限の翌日から起算して2年を経過すると、脱退などの手続きをしても保険料の変更ができなくなります。保険料の変更ができないと国保に加入していない期間の保険料も支払わないといけません。職場の健康保険などに加入した場合は早めに脱退手続きをしてください。

納付相談を実施しています

保険料の滞納により、新しい被保険者証を郵送できない世帯を対象に納付相談を行います。

対象の世帯には事前にハガキでお知らせします。

【日時】月曜~金曜の午前9時~午後5時半(祝・休日を除く)

【場所】国保収納課(市役所本庁舎1階)

※電話でも納付相談ができます(0798・35・3091)